

【共通】

問1 1の①の取扱いにおいて、新指標の割合の算出対象から除外する際に、本事務連絡の別添2に示す品目ではなく、令和7年9月25日に発出された事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（以下「令和7年9月事務連絡」という。）の別添2の品目を除外対象とすることは可能か。

(答) 本事務連絡は令和8年4月1日から適用されることを踏まえ、本年3月診療・調剤分までの加算等の実績要件を判断するに当たっては、令和7年9月事務連絡の別添2に示す品目を除外し、本年4月診療・調剤分以降については本事務連絡の別添2に示す品目を除外すること。

【医科】

問1 1の①の取扱いの対象となる医薬品について、一般名処方を行った場合、一般名処方加算1及び2は算定できるか。

(答) 施設基準を満たす場合は算定可。なお、今回の臨時的な取扱いについては、後発医薬品使用体制加算等の施設基準における新指標の割合の算出等に係るものであり、一般名処方加算における後発医薬品のある医薬品の取扱いを変更するものではない。

以上